

「子どもの人権110番」強化週間

学校でのいじめや家庭内における虐待等の事案が依然として数多く発生していることから、子どもを巡る様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動強化を目的として、鹿児島地方支務局及び鹿児島県人権擁護委員連絡協議会では、相談専用電話による「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

相談内容は、いじめ・体罰・虐待等、内容は問いません。また、相談には法務局職員又は人権擁護委員が対応し、秘密は厳守されます。

◎期間 6月27日(月)～7月3日(日)

◎時間
平日 8時30分～19時
土・日曜日 10時～17時

◎相談専用電話 子どもの人権110番 (☎0120-007110)

※一部のIP電話からは接続不可

☎鹿児島地方支務局人権擁護課
☎099-259-0684

国民健康保険税が一部変わりました

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療機関にかかることができるよう、お互いに助け合う医療保険制度です。平成28年度からの国民健康保険税について軽減制度や課税限度額が改正されたので、お知らせします。

☎市健康保険課(1階⑥番窓口) ☎0994-31-1162

◎国民健康保険税とは？

国民健康保険は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税(以下、「国保税」)などを財源として運営しています。

※国保税は、基礎分(医療給付分)、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳から64歳までの加入者のみ)の合算額です。



Point 1 国保税の軽減対象世帯(5割・2割軽減)が拡大されます

低所得世帯に対する国保税の軽減制度(7・5・2割軽減)について、5割・2割軽減の所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大します。

※軽減制度は、国保税のうち、均等割(人数割)、平等割(世帯割)を軽減します。

例：3人世帯で給与収入の場合(軽減の収入上限)

分類	平成27年度
5割軽減	98万円～183万円
2割軽減	184万円～274万円
分類	平成28年度から
5割軽減	98万円～186万円
2割軽減	187万円～278万円

Point 2 国保税の課税限度額が85万円から89万円に引き上げられます

課税限度(上限)額について基礎分(医療給付分)・後期高齢者支援金分が引き上げられることから、国保税の課税限度額は、介護納付金分と合わせて89万円となります。(40歳から64歳までの介護納付金分対象の人を含む世帯の場合)

区分	課税限度額		増額
	平成27年度	平成28年度から	
基礎分(医療給付分)	52万円	54万円	2万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円	2万円
介護納付金分	16万円	16万円	変更なし
合計	85万円	89万円	4万円



健康保険課からのお知らせ

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の更新時期です

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(日)までとなっています。

そのため、8月1日(月)から有効の被保険者証を7月中に各家庭へ送付します。

なお、簡易書留郵便や窓口での受け取りも可能ですので、希望する人は7月6日(水)までに市健康保険課へご連絡ください。窓口での受け取りは、7月20日(水)からです。

国民健康保険「限度額適用認定証」等の更新時期です

現在交付されている「限度額適用認定証」、「限度額適用・食事療養(兼生活療養)標準負担額減額認定証」、「食事療養(兼生活療養)標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(日)までとなっています。

8月以降も引き続き利用する場合は、再度申請を行う必要がありますので、市健康保険課又は各総合支所住民サービス課で手続きを行ってください。

◎更新期間 7月25日(月)～8月31日(水)

※新規申請も受付

◎持参するもの

- 印鑑(シャチハタ印は不可)
- 国民健康保険被保険者証
- 世帯主及び対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード
- 住民税非課税世帯で、過去12か月の入院日数が通算で91日以上ある人は、領収書等入院日数を確認できるもの

国民健康保険の喪失手続きはお済みですか

国民健康保険は自分で手続きをしないと資格が喪失されません。勤務先の健康保険に加入した人や、修学のために市外に住所を移した人で就職や卒業等により学生でなくなった人は、喪失手続きが必要になります。

なお、手続きをしないと国民健康保険税が課税されたままになりますので、ご注意ください。

☎市健康保険課(1階⑤⑥番窓口)
☎0994-31-1162

各総合支所住民サービス課

被災住宅の補修のための相談制度をご活用ください

平成28年熊本地震で被災した住宅の補修・再建に関する相談

体制が整備されました。

◎内容 被災住宅の補修・再建に関するフリーダイヤルの設置、現場での相談に応じる専門家の派遣、現地での相談窓口の設置

◎相談日時 平日の10時～17時

◎その他 相談制度の詳細は、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/>)に掲載

☎住宅補修専用・住まいのダイヤル
☎0120-1330-712

介護保険負担限度額認定証の更新を受け付けます

介護保険制度では、低所得者(市民税非課税世帯者)への負担軽減措置として、介護サービスの利用が困難にならないよう、施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費及び食費の減額(介護保険負担限度額認定)を行っています。

引き続き負担限度額認定を希望する人は、更新手続きを行ってください。

なお、平成28年8月分からは、制度改正に伴い非課税年金(遺族年金や障害年金等)収入も含まれて判定しますのでご注意ください

イベント

鹿屋市家庭教育講演会

◎内容 家庭における食育・教育に関する講演会

◎講師 長友ゆかり氏(異業種交流会 POLISH代表)

※手話通訳有り

◎日時 6月25日(土) 10時



☎市文化会館
☎0994-44-5115

「新版喜劇極楽町一丁目」

目録「嫁姑千年戦争」

◎日時 7月4日(月) 18時

◎場所 市文化会館

◎入場料

- SS席 5,000円
- S席 4,500円
- A席 4,000円

※全席指定

◎チケット販売所 リナシテイかのや3階売店、市文化会館ほか

☎市生涯学習課(6階)
☎0994-31-1138